

会報誌

パートナーズ

所得税の確定申告

税務情報

令和2年度分の確定申告

今回から適用される税制改正について

相続コラム

相続税の仮払い制度とは？

遺産分割の前に預貯金の一部の払い戻しが可能に

徳島県吉野川市に
「吉野川事務所」を
設立しました!



本年も宜しくお願い申し上げます

あけましておめでとうございます



パートナーズ会報誌が
Webでも閲覧できるようになりました!
上のQRコードを読み取ってアクセスしてください!



新年あけまして おめでとうございます



謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

弊社は平成14年に開業して以来、今年で20年目を迎えることとなります。昨年は岡山県に「土業の絆岡山オフィス」、高知県に「高知事務所」、徳島県に「吉野川事務所」を開設し、中四国で10拠点を構えることとなりました。これもひとえに皆様のお力添えがあつてのことであり、心より感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスに関することで様々なことがあつた1年となりました。確

定申告では初めての申告期限の

延長があり、また各業種への多額の給付金や助成金の支給、事務所での感染予防の取り組みなど、今までに経験をしたことのない出来事がとても多くありました。「新しい生活様式」という言葉も生まれましたが、まさに1年近く今までにない生活様式となつてしまいました。実際に、人々の暮らしは大きく変化しました。外国への渡航禁止や県を跨いだ移動の自粛、ドラッグストアなどではマスクや除菌用アルコール、ハンドソープなどが陳列棚から消える時期もありました。仕事面でも外出自粛に伴い、自宅で仕事を行うテレワークも取り入れられ、公私共に新しい環境に慣れることが求められる1年となりました。

た。

現在も新型コロナウイルスは収束しておりませんが、日々の生活や会社の経営は持続させなければなりません。弊社としては、お客様へご迷惑をお掛けせず、以前と変わらぬサービスのご提供ができるよう、引き続き感染予防をしながら業務に邁進していく所存であります。

新年を迎え、各拠点では確定申告の業務に取り掛かっている最中ですが、例年ならば、直接お会いし資料をお預かりするお客様もいらつしやいますが、このような社会事情のため、場合によつては非接触の形でやり取りを強いられることもあろうかと思ひます。その時々でご迷惑をお掛けしないよう、最善の形でご対応をさせて頂きたいと思ひ

ます。

最後になりますが、昨年が思うように活動が辛い1年となつてしまいました。新年を迎えるにあたり、1日でも早く新型コロナウイルスの感染が収束し、以前と変わらぬ日常に戻るよう、また、皆様にとって今年1年が良き年になりますよう、ご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせて頂きます。

税理士法人パートナーズ
社員一同

所得税の確定申告

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きです。

所得の種類と課税方法

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
	特定公社債の利子などの所得	申告分離
	預貯金の利子などの所得	源泉分離
配当所得	上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	申告分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総合
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く。)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く。)	総合
	特定目的信託(私募のものに限ります。)の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離

総合 総合課税

確定申告により、他の所得と合算して所得税を計算する制度です。

申告分離 申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して所得税を計算する制度です。

源泉分離 源泉分離課税

他の所得と関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それですべての納税が完結する制度です。上の表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

令和2年分の確定申告から適用される税制改正について

毎年2月16日～3月15日に、前年分の確定申告が行われます。今回申告分から適用される税制改正についてご説明いたします。

個人事業主にとって重要な税制改正

個人事業主にとって最重要ポイントは、「青色申告特別控除」と「基礎控除」の変更です。特に、青色申告特別控除65万円を受けける場合は、電子申告などが新しく要件に加わります。

また、「給与所得控除」の改正が影響するのは、給与所得もある個人事業主だけです。例えば、副業などで会社から給料をもらいつつ、個人事業を営む場合などが該当します。その他にも、「公的年金控除」「所得金額調整控除」「年末調整書類の電磁的提供」なども改正されています。

①青色申告特別控除が3段階に変更

2019年（令和1年）分までは、「10万円・65万円」の2段階だったものが、2020年（令和2年）

分から控除の金額が3段階となります。（図1参照）

【図1】青色申告特別控除

	10万円	55万円	65万円
記帳	簡単な記帳	複式簿記	複式簿記
決算書	損益計算書の作成 貸借対照表は不要	損益計算書の作成 貸借対照表の作成	損益計算書の作成 貸借対照表の作成
新要件	無し	無し	電子申告 or 電子帳簿の保存

今回の新要件では、一番高い65万円控除を受けるための要件（電子申告、または電子帳簿保存）が追加されたということになります。なお、要件を満たして青色申告をしても、期限を1日でも過ぎてしまうと、10万円の控除となってしまうので注意が必要です。

②基礎控除が10万円引き上げ

所得税の計算においては、基礎控除額が一律で38万円でしたが、48万円に増加となりました。しかし、これまでのように一律で全ての人に適用できるわけではなく、所得制限が加わります。

合計所得2400万円を超える方が段階的に控除額が変わってきます。多くの人にとって所得制限は関係なく、48万円の基礎控除を受けられるということです。（図2参照）

また、「配偶者（特別）控除」「扶養控除」「勤労学生控除」「障がい者控除」などの所得控除については、もともと基礎控除の金額を基準として所得要件が定められていました。

そのため、基礎控除の変更と連動して、これらの所得要件も緩和されることとなります。

【図2】基礎控除額早見表

合計所得金額	基礎控除額（所得税）
2,500万円超	0円（控除無し）
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,400万円以下	48万円

【図3】「配偶者控除」の新要件

- ・ 納税者に配偶者がいること
- ・ 納税者と配偶者が生計を共にしていること
- ・ 配偶者が青色専従者給与を得ていない（または白色専従者でない）こと
- ・ 配偶者の年間の合計所得が48万円以下であること



納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の 控除対象配偶者	老人控除対象 配偶者（※）
900万円以下	38万円	48万円
900万円～950万円以下	26万円	32万円
950万円～1,000万円以下	13万円	16万円

（※）控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人の額は従来通りの「13万・26万・38万円」の3段階です。納税者の所得に応じて控除額が決まります。（図3参照）

③ 配偶者控除などの所得要件が緩和

基礎控除の変更にもない「配偶者控除」などの所得要件が緩和されます。例えば、配偶者控除を受けるには、従来は配偶者の年間合計所得が38万円以下であることが要件でした。しかし令和2年分以降はその金額が48万円以下になります。次の条件を全て満たす納税者は、配偶者控除を受けることができます。控除

の額は従来通りの「13万・26万・38万円」の3段階です。納税者の所得に応じて控除額が決まります。（図3参照）

④ 給与所得控除が10万円引き下げ

「給与所得控除」は、会社員などの給与所得者が受ける控除です。事業所得のみ、個人事業主の方には影響のない話ですが、副業などで給与収入を得ている個人事業主にとっては、マイナス

の変更点です。

給与所得控除は、2020年分から一律で10万円引き下げとなります。

さらに控除額の上限は、195万円に引き下げられます。同時に、上限が適用される給与収入が850万円に下がります。

これは、先述の基礎控除額の引き上げと同じタイミングで適用される変更です。会社員のように、トータルの控除額では前年と変わらないという人もいます。

さらに、給与所得控除における上限額の引き下げなどに関連して、給与所得を得ている人に対して、救済措置的な制度が創設されます。それが、「所得金額調整控除」です。公的年金を受け取っている人や、給与収入850万円を超える、子育て・介護をしている人が対象です。事業所得しか得ていない個人事業主には、この控除は適用されません。

⑤ 寡婦・寡夫控除の見直し

2020年（令和2年）分から寡婦（夫）控除が大きく変更されました。2019年（令和1年）分以前は、寡婦（夫）控除は、未婚のひとり親は控除の対象外でした。

今回新たに「ひとり親控除」の制度

が新設され、結婚歴や性別にかかわらず控除が受けられることになりました。ひとり親控除は、結婚歴の有無や性別にかかわらず、多くのシングルマザー、シングルファザーが対象となります。

そのため、「寡婦控除」は、ひとり親控除の新設に伴い、要件や控除額に調整が追加となりました。一方「寡夫控除」は廃止されました。理由としては、男性にとつては、ひとり親控除の方が控除をとれる制度となるため、廃止ということになりました。



相続発生時の 相続金 の仮払い制度とは？

相続が発生した時に多額のお金が必要になる場合があります。その時に遺産分割前に預貯金の一部を払い戻しして、利用できる制度をご説明いたします。

預貯金の仮払い制度の仕組み

被相続人が亡くなると、葬儀や借金の返済のために、急ぎで多額のお金が必要になることがあります。そういった場合のお金を工面するために、2019年7月1日より、新しい制度を使うことができるようになりました。

これまで、遺産分割が行われるまで、被相続人の預貯金を払戻しすることができませんでした。しかし、それを一定の条件の元、相続人のうち一部の人が、払い戻しができるといのが、「預貯金の仮払い制度」となっています。

以前と比べて便利になった点

この制度が出来る前は、遺産分割（相続人全員で、誰に、何を、いくら相続するかを話し合い、現実に分けること）が完了するまでの間、相続人が単独で被相続人の預貯金の払い戻しを受けることはできませんでした。

相続人が複数人いる場合、預貯金や不動産などの相続財産は、相続人全員の共有財産となります。そのため、被相続人の葬儀を挙げた一部の相続人が葬儀費用等の工面に困っても、その預貯金を使うことができませんでした。しかし、この制度を利用すれば、遺産分割前に預貯金を引き出すこと

ができます。

なお、仮払いを受けた金額については、のちに行われる遺産分割において、すでに遺産を受けたものとして計算されます。

預貯金の仮払いを受ける方法

預貯金の仮払いを受ける方法は、2通りあります。

① 家庭裁判所の判断が不要な場合

預貯金のうち一定金額以下の額は、家庭裁判所の判断を経ずに、相続人が単独で払い戻しを受けることができます。仮払いを希望する場合は、相続人が銀行などの金融機関に行き、相続人であることと、法定相続分を証明できれば、お金を引き出すことができます。

この方法が手間がかからないというメリットがありますが、「一定金額」以上は引き出せないデメリットもあります。一定金額は次の計算式で算出します。

仮払できる一定金額

$$\text{預貯金の額} \times \frac{1}{3} \times \text{相続人の法定相続分}$$

※一金融機関当たりの上限額は150万円



相続人の法定相続分のうち $\frac{1}{3}$ 以下
または
一金融機関当たり150万円のいずれか少額の方

② 家庭裁判所の判断が必要な場合

一定金額以上のお金が必要な時は、家庭裁判所の判断によって、預貯金の払い戻しを受けることができます。家庭裁判所はほかの共同相続人の利益を害さない範囲の金額の払戻しを許可します。

多くのお金が必要な時は、こちらの仕組みを使った方が便利ですが、この方法では、仮払いを受ける相続人が家庭裁判所に対して、仮払いの必要性を説明しなければなりません。家庭裁判所に申し立てをする手続きも手間がかかってしまいます。

預貯金の仮払い制度を有効活用できる例

被相続人の預貯金の仮払い制度を活用した事例をみてみましょう。

～前提～

- ・被相続人がA銀行に600万円、B銀行に3600万円を預金
- ・相続人は配偶者と長男と次男
- ・長男が、被相続人の葬儀費用としてまとまった現金が必要
- ・長男と次男の法定相続分は1/4
- ・配偶者は1/2

① 葬儀費用200万円を家庭裁判所の判断無しに仮払いを受けることができるケース

長男は、次の計算のとおり、200万円まで家庭裁判所の判断無しで預貯金の払い戻しを受けることができます。

家庭裁判所の判断無しに払い戻しが可能な額

A 銀行から払い戻せる金額

$$600 \text{ 万円} \times \frac{1}{3} \times \text{長男の法定相続分} \frac{1}{4} = 50 \text{ 万円}$$

B 銀行から払い戻せる金額

$$3,600 \text{ 万円} \times \frac{1}{3} \times \text{長男の法定相続分} \frac{1}{4} = 300 \text{ 万円}$$

⇒一金融機関当たりの上限は150万円のため
B銀行の払い戻し可能額は150万円



合計 200万円

② 被相続人の借金を返済するケース

被相続人がB銀行に1000万円の借金があることが判明し、これは長男が早々に返済しなければならなくなったとします。

先ほどの①のケースで、長男が家庭裁判所の判断無しに仮払いを受けられる額は200万円であることを確認しました。

この額では借金の1000万円には及ばないので、長男は家庭裁判所に仮払いの額を多くしてもらおう判断を求めることができます。

長男の法定相続分は、1/4なので、被相続人の預金総額4200万円のうち1050万円を遺産分割で得ることができる可能性があります。家庭裁判所が、長男には1050万円を相続する権利があるので、預金のなかからその全額の仮払いを認めると判断すれば、長男は1050万円の仮払いを受けることができます。それを借金の返済に充当することができます。

おかげさまでパートナーズは 10拠点体制となりました！

税理士法人パートナーズは昨年10月に徳島県吉野川市に吉野川事務所を開設しまして、10拠点体制となりました。2012年に鳥取県米子市に山陰事務所を開設し、その後は中四国の県それぞれに1拠点ずつ構えることを目標としておりましたが、現在では岡山県、広島県、徳島県に2拠点ずつ開設するまでになりました。

また、10拠点での運営によることで、拠点間の連携により県を跨いで広範囲に業務を行うことも可能となりました。さらに、拠点での得意分野も多岐に渡るため、会計監査、事業承継、相続相談、税務調査などお客様へのサービスの幅も格段に広がっております。地域密着とパートナーズ全体でのサポート体制を創り、ワンストップでご支援ができるよう、また、開業当初から目標としております「皆様のパートナー」になれるよう精進して参りますので、本年も引き続きよろしくお願ひ致します！

For a Partner



パートナーズ
10拠点目!!

税理士法人パートナーズ 吉野川事務所

〒776-0003 徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内 45-3

はじめまして。昨年10月に税理士法人パートナーズ吉野川事務所を開設しました曾根大志と申します。徳島県は吉野川市に事務所を構えました。私自身、これまで30年近く税務行政に携わってきました。在職中は所得税、消費税等の調査事務を中心に、税務や金融に関する知識を積み重ねてきました。この度、兼ねてからの夢であった税理士資格を取得し、地元徳島県吉野川市で開業する運びとなりました。どうぞよろしくお願いいたします！

徳島県吉野川市は国の一級河川、吉野川に面し徳島市の西側に位置します。徳島県は、大きく2つの気候区に大別されます。北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属しています。北部は、全国的に見て少雨地域ですが、南部は日本でも有数の多雨地域となっています。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいです。その為、自然が織り出す四季の魅力も徳島県にはあります。一般的に徳島県といえば「阿波踊り」「大塚製菓」「鳴門の渦潮」「鳴門金時」「すだち」などが全国的に知られているのではないのでしょうか。徳島県には実は、日本三奇橋の「祖谷のかずら橋」

という観光スポットがあります。周囲を木々に囲まれ、いつ訪れても美しい四季折々の景観が楽しめます。現在は新型コロナウイルス感染予防のため、旅行や観光が手放しで楽しめないかもしれませんが、徳島にお越しくださいと声高に言うこともできませんが、将来、コロナウイルスが収束し以前と変わらない日常に戻った際には是非! 徳島県にお越しください!



税理士法人パートナーズ
吉野川事務所
社員税理士

曾根 大志
そね ひろし



吉野川事務所がある吉野川市は、四国のこのあたりに位置しています。自然も豊かです。



徳島県といえば、鳴門の渦潮。鳴門といえば、なると金時! とても美味しいので、是非お召し上がりください。

相続・贈与関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、資産家向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

- [岡山事務所] 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406
[土業の絆岡山オフィス] 岡山県岡山市北区野田 4-12-17 野田四丁目合同ビル 2F TEL/FAX 086-236-6812/086-236-6888
[山陰事務所] 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179
[広島事務所] 広島県広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビルディング 7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886
[福山事務所] 広島県福山市東深津町 4-7-15 プラッツ岩原 101号 TEL/FAX 084-925-6150/084-993-4057
[松山事務所] 愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3F TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442
[高松事務所] 香川県高松市太田下町 2068 番地 レジデンス太田 B棟 102号室 TEL/FAX 087-808-8252/087-866-3186
[徳島事務所] 徳島県徳島市徳島町城内 6番地の 87 TEL/FAX 088-655-6554/088-655-6494
[吉野川事務所] 徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内 45-3 TEL/FAX 0883-30-3600/0883-30-3599
[高知事務所] 高知県高知市越前町 2丁目 7番 2号 フレンズビル 4F TEL/FAX 088-802-5344/088-802-5334